

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 29 年 6 月 30 日付けで行った法に基づく医療移送費に係る保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件処分は違法又は不当であると主張し、平成 28 年 3 月ころ、当時の担当者に対して領収書を提出したところ、同担当者は受領しなかったことをその理由としている。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日	諮問
平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日	審議（第 1 5 回第 3 部会）
平成 2 9 年 1 2 月 5 日	請求人の主張書面を収受
平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日	審議（第 1 6 回第 3 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定する。

(2) 法 1 1 条 1 項は、保護の種類として「医療扶助」を挙げる。

医療扶助について、法 1 5 条において、医療扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診察、薬剤、移送等の給付を行うことと定めており、その具体的な取扱いについては、医療扶助運営要領（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日付社発 7 2 7 号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助基準」という。）が定められている。なお、医療扶助基準は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。

(3) 医療扶助基準第 3 ・ 9 は、移送の給付について定める。

ア 同・(1)は、給付方針として、給付については、療養に必要

な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとする。

イ 同・(2)は、移送費の給付を行う場合として、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合などを定める。

ウ 同・(3)・アは、給付の周知について、要保護者に対し、移送の給付について、その内容として原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知するよう定める。

エ 同・(3)・イは、給付決定の手続について、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すると定める。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないことを定める。

オ 同・(3)・ウは、事後申請の取扱いについて、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないと定める。

カ 同・(4)・アは、移送に要する費用について、傷病等の状態

に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費（医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当も含む。）と定める。

- (4) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条9項により同条1項は保護の変更の申請に準用すると規定している。また、厚生労働省令で定める事項として、法施行規則1条3項は、「要保護者の性別及び生年月日」及び「その他必要な事項」と挙げる。
- (5) 扶助費の遡及支給の限度について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2の答1は、扶助費の追加支給について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と定めている。なお、問答集は、法の具体的な解釈・運用について、問答形式により示すものである。

2(1) 以上法令等の定めに基づき本件を見るに、請求人は、本件審

査請求において、処分庁に対して医療扶助に係る移送費の遡及的追加支給を求めるものであると解されるところ、本件申請書によれば、申請日は平成29年6月30日付けであり、申請対象は「平成28年3月に利用した通院移送費」であることは明らかである。

そして、上記問答集問13-2の答1によれば、処分庁は、申請月（平成29年6月）の前々月である平成29年4月前（同年3月31日以前）に係る扶助費を遡及して追加支給することはできないとされているのであるから、処分庁が、本件申請に対して申請を却下したことに違法又は不当な点は認められない。

- (2) これに対し、請求人は、平成28年3月ころ、領収書を当時の担当者に提出したにもかかわらず、同担当者は受領しなかったと主張する。しかし、上記1・(4)に示すように、保護申請は書面により提出する必要があるところ、請求人は書面による保護申請をしておらず、審査請求書からは、担当者に代筆を求めたと見るべき事情も認められないことから、通院移送費に係る保護の申請が当該時点で行われたと認めることはできない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成